

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査業務の委託について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部障害者福祉課、介護保険課）

事業の概要

事業名	障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査業務委託
担当課	障害者福祉課、介護保険課
目的	区内障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所（以下「事業所」という。）に勤務する介助・介護従事者について、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図る。
対象者	事業所に勤務する介助・介護従事者
事業内容	<p>1 事業概要</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況において、感染すると重症化するリスクの高い高齢者及び障害者に対する感染予防対策は、喫緊の課題である。特に事業所に勤務する介助・介護従事者については、人との接触が不可避である業務の特性から、万が一感染の拡大が確認された場合の影響は大きく、区・医療機関・事業所の相互協力が求められている。</p> <p>この度、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図るため、上記対象者に対し、国立国際医療センター（以下「NCGM」という。）及び新型コロナウイルス検査センター株式会社（以下「検査センター」という。）に業務委託し、介助・介護従事者へのPCR検査を行う。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>（1）NCGM</p> <ul style="list-style-type: none"> ア PCR検査の体制整備 イ 受診者リストの管理及び事業所との調整 ウ 検査センターとの調整 エ 検査結果データの管理 <p>（2）検査センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ア PCR検査の実施 イ NCGMとの調整（検査結果データの送付） <p>3 対象者数 約6,300人</p> <p>※個人情報の流れは、資料28—1のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査業務の委託について

保有課(担当課)	障害者福祉課、介護保険課
登録業務の名称	障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査業務
委託先	1 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「NCGM」という。) 2 新型コロナウイルス検査センター株式会社(以下「検査センター」という。) ※業務委託契約については、3者契約を締結する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【PCR検査受診(希望)者に係る情報項目】 氏名、性別、年齢、勤務する事業所名、検査日、検体ID(管理番号)、検査結果データ(要再検査か否かを含む。) ※NCGMにおいては、上記全ての情報項目を取り扱う。検査センターにおいては、検体ID(管理番号)及び検査データのみを取り扱う。
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び区のイントラパソコン)
委託理由	障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に勤務する介助・介護従事者については、人との接触が不可避である業務の特性から、万が一感染の拡大が確認された場合の影響は大きく、PCR検査を実施することで、感染拡大の防止につなげるため。 また、NCGMについては、新型コロナウイルス感染症の拡大が顕著になった昨年度から区と情報連携してきたことに加え、大量のPCR検査を実施でき、専門的な知識・ノウハウを有する機関である。また、NCGMは、総合感染症外来を有しているため、検査センターの検査結果が要再検査であった場合、総合感染症外来へ取り次ぐことができる。 検査センターについては、NCGMと提携関係にある事業者であり、PCR検査を安価かつ高頻度で実施し、多数の他自治体や法人において、感染拡大防止に寄与してきた実績がある。
委託の内容	1 NCGM (1) PCR検査の体制整備 (2) 受診者リストの管理及び事業所との調整 (3) 検査センターとの調整 (4) 検査結果データの管理 2 検査センター (1) PCR検査の実施 (2) NCGMとの調整(検査結果データの送付)
委託の開始時期及び期限	令和2年11月中旬から令和3年3月31日まで

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。 3 委託期間中に収集した個人情報は、法令に基づく個人情報データ保管の徹底を義務付ける。 4 区職員が必要に応じて委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 5 委託先から提出された資料は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。 6 NCGMが、本PCR検査の各対象者に対して、今回のPCR検査における試料・情報を医学系研究として活用することの本人同意を得るよう指導するとともに、医学系研究としての活用に関しての問合せ等について、適切に対応するよう指導する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。 6 委託事業者と情報をやりとりする場合（電子メール）は、パスワードを付してデータを暗号化する。
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 3 委託期間中に収集した個人情報は、法令に基づく個人情報データ保管の徹底を義務付ける。 4 区職員が必要に応じて委託業者への立ち入り検査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行うことを承諾させる。 5 委託先が保管用としてCD-Rを作成する場合は、データの暗号化を行い、保管状況が確認追跡できるようにさせる。 6 紙媒体の個人情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 7 区と情報をやりとりする場合（電子メール）は、パスワードを付してデータを暗号化させる。また、複数名で送信先等を確認させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記録媒体利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。 2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。 3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割する等の措置を講じさせる。

	<p>なお、使用するソフトウェアについては、最新の更新プログラムを適用させ、セキュリティを向上させる。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏えい等事故防止策を徹底させる。</p>
--	--

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

乙：新宿区

甲：国立研究開発法人国立国際医療研究センター

丙：新型コロナウイルス検査センター株式会社

(別紙)

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 丙は、業務を行うために甲から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 丙は、丙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。丙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 丙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 丙は、業務を行うために甲から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 丙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 丙は、丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 丙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。